

令和 8 年 8 月 7 日
区民部国保年金課

子どもに係る国民健康保険料均等割額の軽減の拡充について

健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、未就学児を対象とした国民健康保険料均等割額（以下「均等割額」という。）の 5 割軽減を高校生年代まで拡充することになった。

1 制度の目的

令和 4 年 4 月から、未就学児に係る均等割額について、5 割を公費（国 1/2、都道府県 1/4、区市町村 1/4）により軽減する措置を講じている。

子育て世帯の更なる負担軽減のため、当該軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する。（国民健康保険法第 72 条の 3 の 2 第 1 項関係）

2 制度の概要

(1) 対象者

高校生年代まで

（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）

(2) 軽減額

対象者の均等割額の 5 割を軽減。

低所得者の均等割額軽減（7 割・5 割・2 割）が適用されている場合は、その割合を軽減したうえで、さらに 5 割軽減。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

4 今後の予定

令和 9 年 2 月開催予定の令和 8 年度第 2 回練馬区国民健康保険運営協議会において、練馬区国民健康保険条例の一部改正について諮問する。